

連続講座「障害学への招待」に参加して

情報ネットワークの案内を見て、期待感を抱いて参加しました。

障害者運動における理論化の作業というのは、障害者がおかれてる現状の厳しさの中で生きるための闘いが優先し、現実になにが必要なのかというところで議論が集中し、さておかれてきました。また知の抑圧性ということが問題になり、理論を問題にするひとを敬遠する雰囲気さえありました。しかし、運動（問題を解決するための活動）の方向性を見いだすためにも、もっと根本的なところから、理論化の作業が必要だとかねがね思ってきました。そういう中で、「障害学」を唱えるひとたちが、グループを形成して、動き始めていて、そのひとたちが中心になって企画した連続講演会です。いやが応にも期待が大きくなって参加しました。もっとも一抹の不安は拭えません。それは学ということが研究者と対象者を分離し、対象者を物化することが常に起きて来て、とりわけ障害者に対しては、医療という名の下に物化していく傾向が常にあったからです。ただ、今回の障害学グループは、長年障害者と共に動いて来たひとたちが中心になっているようで（講演に参加するまでは、障害学グループに障害者自身が入っているのを知りませんでした）、そういう意味では、抑圧の学としての途にはすすまないだろうという予感で、期待の方が大きかったです。私も長年そもそも「障害—障害者とは？」というところから理論化の作業をしてきたところで、対話していけたらという思いを強くして、連続講座に参加しました。

第1回 長瀬修「障害学導入」

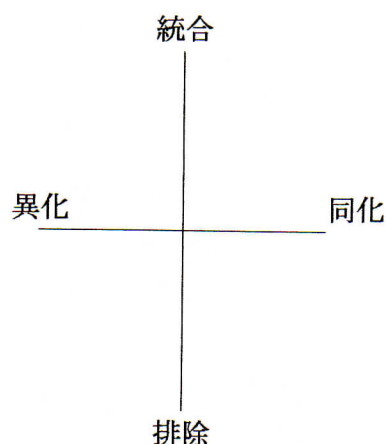
石川准「障害者とアイデンティティ」

最初の講演は長瀬修さんと石川准さんでした。

長瀬さんの話は、既に英米では障害者当人の参加も含めて障害学というものが始まっている状況がかたられ、日本でも障害学が始まろうとしていることが、英米の違いとかも含めて語られていました。長瀬さんの文は色々なところで読んでいて、注目しているのですが、今回のコーディネーター役として、そして、障害学グループのとりまとめ役として最適任のひとだと期待しています。ただ、質問の時間に疑問を感じていることを質問したのですが、時間もなかったということもあるのですが、障害学というからには、そもそも障害とは何かというそのあたりからほり下げた議論や理論化の作業が必要で、そのあたりがおなざりにされて、障害学がすすんでしまうことへの懸念とか、現在の障害学の中心テーマが文化ということに片寄り過ぎているのではないか、障害者が抱えている問題ということは文化ということで語りつくせないのではないかというような質問を抱きました。質問の中心は、長瀬さんが国連の職員をしていたことがあると聞いていましたので、国連の機関で出されている障害の定義にそって、障害とは何かということの突き詰めが実際にどうなされているのかを訊ねたのです。とりわけ、どこかで障害個性論について疑念を呈するコメントが長瀬さんにはあったので、①のimpairmentの生物学的事実ということ自体からとらえ返す必要があるのではないか、ということが質問したかったことだったのですが、うまく質問しえず、時間もなくて、今回の連続講座の中で、明らかになることもあるのではと、再び提起して行きたいと続けて参加することにしました。（そのあたりは木村さんの講演の中で、生物学的医学的な問題としてろうという言葉を定義しないということでも出

てきているのですが、木村さん自体の論理は結局生物学的に規定される論理になってしまっています。)

石川准さんの講演は、自身が視覚障害者ということで、学への意欲を感じさせられ、また障害学グループに障害者自身の参加があることで期待が膨らんでいました。講演の内容は、座標軸の話が印象に残っています。



このような図式化というのは、問題を分かり易くするのに、大変役立つのですが、図式化の弊害ということもあります。それは構造ということが時間ということをとらえられない—にくいということに通じることなのですが、時間という概念が抜け落ちていることが多々あります。今回の図式にも同じようなことがあって、石川さんの提起された図式は実に色々な興味深い内容をもっていると思いますが、情况分析の問題(差別の構造のとらえ返しと)とそれに規定された情況とそれに対峙する運動の方向性の問題がごっちゃになっているのではと思いました。

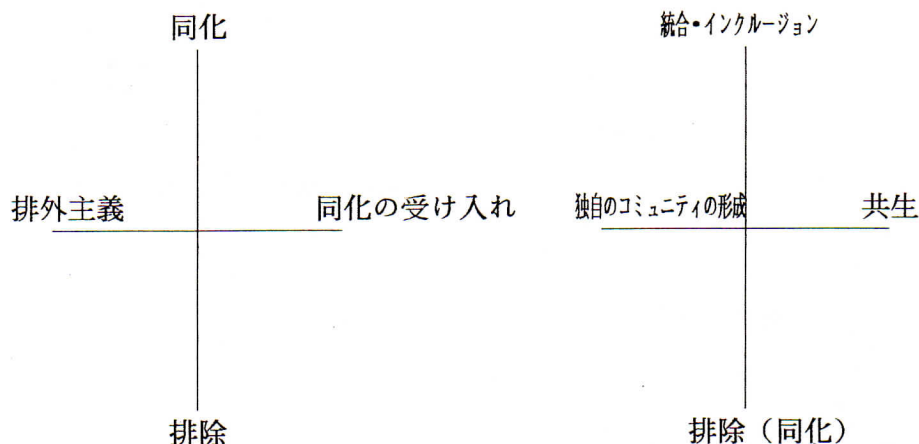
このことは、木村さんのグループが同化といことは差別だと提起していることや、木村さんの今回の講演での小文字のデフと大文字のデフの話にも通じ、更にいうと現在の障害学グループのとりあげていることが文化に片寄って行く情況にも通じることではないかと思います。そのあたりは、私がそもそも障害とは何か(認識論的なほりさげ—情况分析的ほりさげ)ということから始めようという提起にも通じることです。

さて、以上のことを押さえると、石川さんの図式がふたつに分けられ、次のようになります。

この石川さんの図式(とその発展形)というのは、これから問題のほりさげや実践的な場面でかなり使われていくのではないかと思います。

左図が現状(差別の構造)—縦軸と現状に規定された(被差別者の)情況—横軸

右図が運動的な情況下での情況(縦軸が差別<下方>と差別に抗する社会的動き<上方>、横軸が被差別者の差別に抗する中での動き)



第2回 アドリアン・アッシュ 「米国の障害学」

アメリカの障害学グループで動いている自身が視覚障害者のアドリアン・アッシュさんの話でした。

最初の長瀬さんの話では、アメリカでは障害者に個人の責任をとう傾向が大きく、英国では社会的責任をとう傾向が強いということでしたが、今回の講演者の話は、社会的責任ということの問題にしていたし、アメリカの障害者の間ではADA法の評価が高い、一辺倒なのかとおもっていたら、ADA法への疑念みたいなことも講演の中で提出されていて、おやと思ひながら聞いていました。

ただ、質問の介助者が入ることによって関係性の作りにくさに関して質問が出た時に、そのあたりは実際にデターをとることによって、どうすれば良いか模索していく、それ自体が障害学のテーマになるのではないかと、という答えがあり、実際に障害者が生きていることをテーマにするという表現自体に、学ということへの疑問をちょっと抱いたのですが、アメリカ的なプラグマティズム的なところに学が進んでいく現実があるのかも知れませんが、それはそれで、障害者に実践的に何か返ししつつすすんでいくのが学なのかもしれませんが、ちょっと抵抗を感じました。でも大かた、障害者自身が学的な深化をなしつつ、障害者のおかれている現状を変えて行こうという姿勢が出ていて、また理論的なところでもかなり掘り下げがなされているようで、期待感を大きくしました。でも、「そもそも障害とは何か」ということ自体を問う姿勢がみれなかったのが残念でした。私自身が質問をして、そのあたりのことを聞きたかったのですが、講演者が視覚障害者ということで、視覚障害者を中心に質問が出ていて、質問する機会を逃してしまいました。

第3回 ニック・ダナファー 「英国の障害者運動」

倉本智明 「障害学・文化の視点から」

休めなくて参加できませんでした。英国では社会的責任ということが問題になっているということで、そもそも「障害とは何か」というところから掘り下げて行くということで英国の障害学の現状を知りたかったのですが、実際どうだったのでしょうか？ 参加できなくて残念です。

第4回 木村晴美「ろう文化とろう者コミュニティ」

講演者の木村晴美さんたちがろう文化宣言を出した時に、その中で「ろう者の問題は障害者の問題というよりは民族問題だ」という提起に、長瀬さんが疑念を呈するコメントを寄せていて、その長瀬さんがコーディネーターをする講演会に、しかも障害学への招待という連続講座に木村さんが講演に来るという組み合わせに妙な期待を（木村さんたちの中で変化が起きているのでは？）抱いて参加しました。長文になったので、切り離して一文にしました。読んでください。

第5回 立岩真也「障害学・運動と研究」

立岩さんの本は『生の技法』『私的所有論』と読んでいて、問いかける論調の論理の進め方、熟考していくスタイルということが、特に講演という中で、インパクトがある話として響いてきました。

論理的な思考をするひとは、まず言葉の定義から始めることがおおいのですが、立岩さんは、「私はあえて、障害という言葉の定義から出発する必要はないのではないか、と思う」という話からはいっていききました。

ですが、立岩さん自身が「障害」ということで問い詰めを行ってきています。『現代思想』の「身体障害者特集」の中の「1970年」という文で展開しています。すなわち、「からだにある欠損が不利となるメカニズム」というとらえ返しとして、英国の障害学で出て来ていることとして紹介しています。先の「障害」という言葉の定義にこの問題が関わっているのではと思います。そもそも「欠損」という事自体が「このように「損傷」（が「損傷」として現れること）が「社会」が何を必要としているかによって規定されるという指摘はひとまず正しい。」という「1970年」という文からすると「欠損」なり「障害」という概念自体のとらえ返しに踏み込んでいると言え得ます。

あと、おもしろかった話としては、「福祉」を提供するサイドと受けるサイドで似ていることが実は内容的に違ってしまうとかいう話です。

もうひとつ、『生の技法』の中で語られていた70年代の日本の障害者運動がなかったことにされてしまっているということへの批判にあらためてインパクトをうけました。立岩さんの障害者運動へのもっとも大きな貢献というのは、この70年代の運動の再評価ということではないかと思えます。

立岩さんにとって色々な障害学の課題があって、その中から時間の関係で現実には絞り込んでいかねばならないジレンマというようなことを感じ、その中で着実にひとつひとつの問いかけをしながら、何らかの答えを出そうしていくその真摯さに、改めて大きな期待をいただいています。

立岩さんの話の後、3回目にも講演され、私が聞き逃した倉本さんが特別に再度コメントするという形で話をされました。

この話、特に当事者（視覚障害者）としての運動してきた者という立場性が出ていて、

学批判ということが感じられ興味深いものがありました。

話の内容としては、「障害福祉学というものがウソっぽいものを感じていた。生の中で福祉がどう働くのかということが障害福祉学ということにはない、という中で、障害学ということを経由した障害福祉論を考えている。カウンター学としての障害学をやっていきたい」という話でした。

さて、質問の時間になり、対話を求めて私も質問しました。質問の内容は、立岩さんの講演で「「障害」という言葉の定義からあえて始めない」という話だったけど、Dプロから「私たちの問題は障害者問題でなくむしろ民族問題だ」という障害（者）の定義がいまいなまま出されている現状や、先程立岩さんの講演の中で、似ているけれど実は違う内容という話に関連して、行政サイドから障害個性論が出されている現実があり、そういう中で、ちゃんと「障害（者）」規定をしていく必要が出て来ているのではないか、ということでした。

応えとして、立岩さんから、確かに規定が必要になって来ているという話があり、更に民族という問題と障害という問題は両立しえる問題だというような指摘がありました。それにつなげて、長瀬さんからDプロの民族規定には違和感がある。身体的問題は残るといような話がありました。

私も実は、Dプロの主張に対して、民族問題では第一言語は住む環境によって変わるが、ろう者にとってはやはり第一言語は手話に収束していくという問題があって、そこで障害者規定が起きてくるということを書いたのですが、長瀬さんのように身体的問題とまで言い切ってしまうと、ちょっと違和感を感じます。実は私も以前差別の性格づけで「身体的差異に基づく差別」と「非身体的差異に基づく差別」という分け方をしていた時期があったのですが、身体論の「身体とは関係性の分節である」という提起の中で、そのような分け方を放棄した経過があります。更に、フーコーの生物学や医学などというのはせいぜい18世紀末から起こったものだという歴史的相対性の指摘のとらえ返しの中で、WHOの障害規定のimpairmentから問題にしていく、すなわち<障害>（「障害」として浮かびあがる以前の名づけられていない、意識として浮かびあがっていない、<そのもの>）がなぜ「障害」として浮かび上がるのかという問いかけから障害規定をしていく必要を提起しています。立岩さんの色々書かれている内容はそのようなことにつながっていると感じているのですが、今ひとつははっきりしてきません。障害規定そのものをしていく中でそのあたりのことがはっきりしていくのではと思っています。

さて、スリリングな話になったのは、倉本さんの応えでした。「障害規定すること自体の暴力性」という話や、「障害ということをどういう文脈で語るかが問題になる」という話で、「今のところ障害者とは障害者として名づけられたものという規定しかしようがない」という話として出ていました。

最初質問する時にもっと細かく突っ込んで質問すれば良かったのですが、他のひとからの質問の時間を考え、できるだけコンパクトにしたので、質問の趣旨を広げた解釈での応答になったのだと思います。再度質問をすれば問題がはっきりしたのですが、時間がとれ

ませんでした。

私も、障害なり障害者規定ということを、全障連の「障害者とは障害者差別を受けるものである」という規定から出発しています。「差別というのは暴力だ」という意味で、そもそも障害者（として）規定（される）というのは暴力的なことだとおさえています。基本的な問題としては、障害者規定ということはされることで、みずから障害者と規定することではありません。基本的な問題としては、障害者という概念自体を無くすことが障害者運動だと思います。ただ、過渡的な問題として差別がある限りは、差別をなくす運動をする主体という意味で自らを障害者として突き出す必要はあるのですが、・・・。

ただ、倉本さんの「名づけられた者」という規定は、その「名づけられる」という言い方になると、何か実体があってそれに「名づける」というイメージかつきまとうので、「名づける」という場合にすでに浮かびあがったものに名づけるというイメージになります。ですが、浮かびあがるということと名づけるということが同時的にあるわけで（立岩さんが「1970年」という論文の中で、指摘されている言語論につながっているのですが）、そういう意味では、そもそもなぜそれが浮かびあがるのかという問いかけが必要になるのではないかと思います。私が障害規定なり障害者規定が必要だと言ったのは、障害が実体主義的にとらえられるところへの批判として、そこから問題にして、障害概念をとらえ返す必要、既にある障害概念を脱構築しようというところでの障害規定です。学批判、倉本さんのいうカウンター学としての現実分析、反差別論の展開の中での、上向法の端緒としての障害（厳密に言えば反差別論一般では「差異」）規定です。

さて、もうひとつ、他のひとの質問に応えられた立岩さんの「色々批判を受けると思うけれど、あえて言いますが、私は臓器移植ということをは全面的に否定できないものだと思う」と話されたことについてひとこと書き置きます。そのあたりのことは、私も「臓器移植」ということは、「真の」オルタナティブな関係性ができれば、別に反対するということはないと思います。ただ、立岩さん自身が自己決定について色々文を書かれています。差別があるというのは「真の」自己決定ができないということです。優生思想についても、立岩さんは「正しい優生思想」ということを書かれています。もちろん内容的には「」付きで展開されていることなのですが、…。その「優生」の中身をひとりひとりの価値観で、何か自分の好ましいと思うことを自ら選択していくという意味に限定していく、そしてそれがオルタナティブなものであれば何かを選択するという事自体を否定することではありません。ですが、そもそも優生思想というものそれ自体が選択性がないということ、差別的関係性を示しているわけで、そこでは「真に」オルタナティブなのがあるわけではないのです。次に「真」でなくてもそれに近い状況の中でなしえることができるのではないかという論議がうまれてくるのですが、私は差別的な関係性の中で、臓器移植なり安楽死なりということでの自己決定ということには、差別の問題がからまざるをえないと思っています。いやむしろ差別そのものとして現れることが一般的なわけで、そういう意味で反対するしかないと思います。そのあたりのことは、実際に大きな影響を与える発言で、ちゃんと機会を作って対話していきたいと思っています。（既に、『反差別(S)5』の「読書ノート」で立岩真也さんの『私的所有論』についてコメントした際に少し書いています。）